

新婚生活を応援します！

これから夫婦として新生活をスタートする世帯に
結婚に伴う新生活の費用（家賃、引越費用等）を支援します。

夫婦共に

29歳以下：60万円以内

夫婦共に

39歳以下：30万円以内



対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ・夫婦の所得を合わせて500万円未満
 - ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦（若しくはいずれか）が吉賀町内に住所を有している
- ・申請時において、夫婦いずれもが町税等の滞納がない
- ・対象となる住居が吉賀町内にある
- ・本事業の交付決定日から5年以上吉賀町内に定住する
- ・次のいずれかを受講する
 - (1)ライフデザイン支援講座
 - (2)プレコンセプションケアに関する講座
 - (3)医療機関への妊娠・出産に係る相談
 - (4)共家事・子育て講座



新婚世帯の方への
おすすめの講座動画
(島根県ホームページ)

対象費用

- ・新居の購入費
- ・新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
 - ※勤務先から住居手当が支給されている場合は、住宅手当分は補助の対象外となります。
- ・新居のリフォーム費用
- ・新居への引越費用(引越業者や運送業者に支払った費用)

○事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。
○制度の概要については、吉賀町ホームページ「結婚新生活支援事業助成金」をご覧ください。

【お問合せ先】吉賀町役場 保健福祉課 (TEL：0856-77-1165)